

【資料5】

# 中山間地域等直接支払制度 中間年評価【概要版】

---

埼玉県農林部  
農業ビジネス支援課

# 中間年評価について

## 中間年評価の目的

協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、最終評価及び次期対策に向けた検討に資する。

## 評価の流れ

### 集落段階

- ・令和3年度までに市町村長に計画の認定を受けた集落協定等が自己評価を行う。
- ・アンケート調査に回答（実施中の協定、廃止協定、未実施集落）※アンケートの対象は国が指定

### 市町村段階

- ・集落協定等が行った自己評価に対して市町村としての評価を行う。
- ・集落協定等に対する支援や本制度の推進について自己評価を行う。
- ・本制度の効果や改善点等を把握するアンケート調査に回答

### 県段階

- ・市町村及び都道府県出先機関に対して行った支援や制度の推進等について、自己評価を行う。

# 県が実施する中間年評価と 第三者機関の役割について

## 県が実施する中間年評価の内容

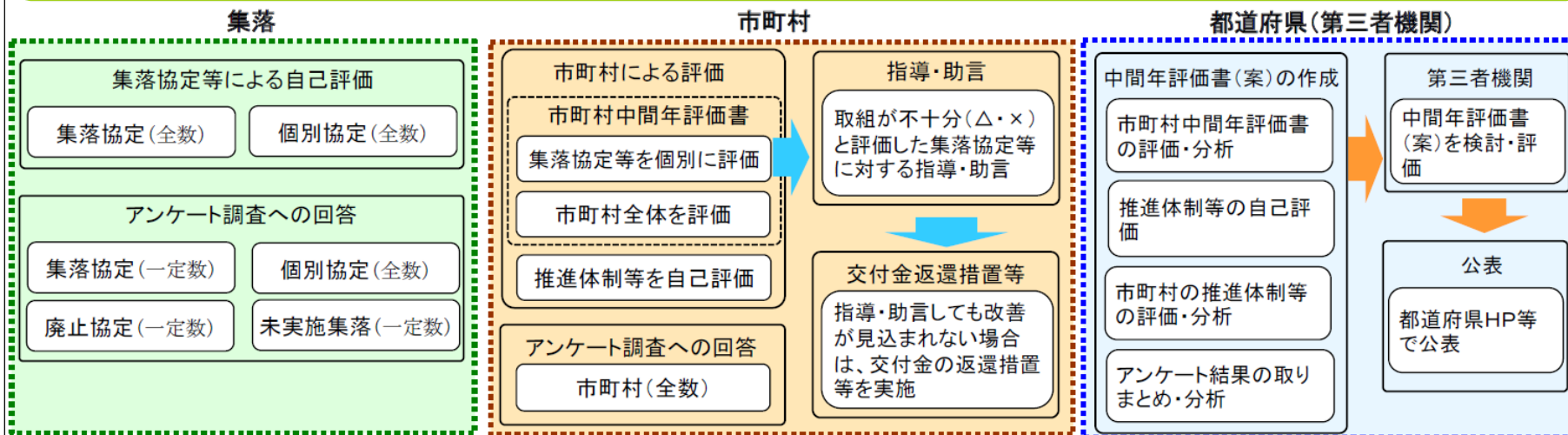
- ①市町村中間年評価書を取りまとめるとともに、アンケート調査の結果を分析し、都道府県中間年評価書（案）を作成。
- ②市町村及び都道府県出先機関に対して行った支援や制度の推進等について、自己評価を行う。
- ③第三者機関において検討・評価された都道府県中間年評価書について、令和5年8月末までに都道府県ホームページ等により公表する。

## 第三者機関の役割

都道府県中間年評価書（案）の検討・評価

## 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の概要

- 協定活動の実施状況及び目標達成見込みの点検・評価。
- アンケート調査等により、制度の効果・課題、農村集落の現状等の把握。
- これらを通じて、制度の主旨を踏まえ適切な協定活動を推進するとともに、次期対策の検討に資する。



実施期間: R4年5月～7月

- ① 市町村は、
  - 自己評価票及びアンケート調査票を配布するに当たって、事前に必要事項を記入。
  - 協定代表者等に対して、自己評価票、アンケート調査票を配布。
- ③ 協定代表者等は、自己評価票、アンケート調査票に回答し、市町村が定める期限までに報告。

※ 1 廃止協定：第4期対策末まで活動したものの、第5期対策は活動を廃止した集落協定。  
 2 未実施集落：これまで本制度に取り組んだことがない農業集落。

実施期間: R4年8月～11月

- ① 市町村中間年評価書を作成。
  - 集落協定等の自己評価について、協定毎に目標達成見込み等を評価。
  - 市町村内の集落協定等の目標達成見込みを中間年評価書に取りまとめ、内容を評価し、所見を記入。
- ② 集落協定等が記入したアンケート調査票の内容確認及び結果の取りまとめ。
- ③ 本制度の推進体制等を自己評価。
- ④ アンケート調査に回答。
- ⑤ 市町村中間年評価書、推進体制等の自己評価書及びアンケート結果を、都道府県が定める期限までに報告。
- ⑥ 市町村による評価の結果
  - △又は×が付された集落協定等に対して、指導・助言。
  - ×が付された集落協定等に対する指導・助言の結果、改善が見込めないと判断した場合は、交付金の返還等の措置を実施。

実施期間: R4年12月～R5年2月

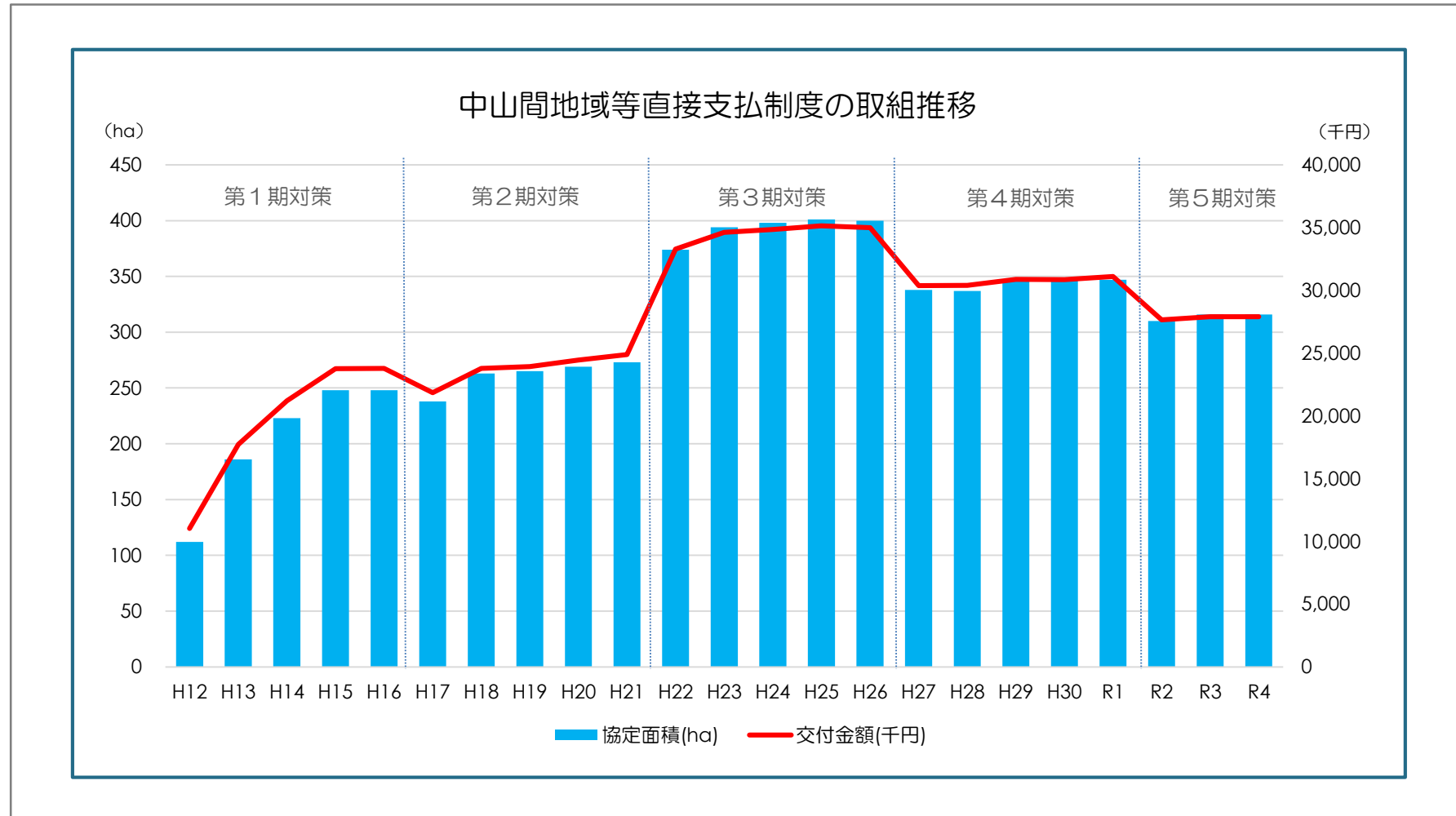
- ① 本制度の推進体制等を自己評価。
- ② 都道府県中間年評価書(案)を作成。
  - 市町村中間年評価書を評価・分析。
  - 市町村の推進体制等を評価・分析。
  - アンケート調査結果の取りまとめ・分析。
- ③ 第三者機関において、中間年評価書(案)を検討・評価。
- ④ 中間年評価書を国に報告。
- ⑤ R5年8月末までに、中間年評価書を都道府県HP等で公表。

農林水産省(第三者委員会)

- ① 都道府県中間年評価書の評価・分析
  - ② センサスデータを活用した効果分析
  - ③ 取組事例の作成(別途連絡)
- ⇒ 第三者委員会において、検討・評価



# ＜参考＞ 本県における中山間地域等直接支払制度の取組推移



## Ⅱ 市町村による評価結果

### 1. 評価項目に対する市町村の評価

#### (1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	19	28		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	19	28		
b 水路・農道等の管理	18	29		
c 多面的機能を増進する活動	19	28		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	3	36		
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	3	21	11	4
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	該当なし			
c 急傾斜農地保全管理加算		2		
d 集落協定広域化加算	該当なし			
e 集落機能強化加算		2		
f 生産性向上加算	該当なし			
オ 全体評価	優 24 (51%)	良 19 (40%)	可 (0%)	不可 4 (9%)

#### (2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	3	1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動				
b 水路・農道等の管理				
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項				
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優 4 (100%)	良 (0%)	可 (0%)	不可 (0%)

#### 【評価基準】

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

※本データは、市町村による協定に対する評価を取りまとめたものです。

## <参考> 全体評価についての評価基準

### 集落協定

優：アからエが「◎」又は「○」であること

良：アからエに「×」がなく、アとイ及びエに「△」がないこと

可：アからエに「×」がないこと

不可：アからエに「×」があること

- ア 集落マスタープランに係る活動
- イ 農業生産活動等として取り組むべき事項
- ウ 集落戦略の作成
- エ 加算措置

### 個別協定

優：アからエが「◎」又は「○」であること

良：アからエに「×」がなく、アとイ及びエに「△」がないこと

可：アからエに「×」がないこと

不可：アからエに「×」があること

- ア 利用権設定等又は同一の生産工程における基幹的農作業の受委託
- イ 農業生産活動等として取り組むべき事項
- ウ 利用権設定等として取り組むべき事項
- エ 超急傾斜農地保全管理加算



## 2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

### (1) 集落協定 ※個別協定は該当なし

「△」・「×」があった項目のみ抜粋

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み										
b 地図の作成状況	7	7			8	3				1

△：11協定 ×：4協定

「×」の理由：  
 ・コロナ禍で集落での話し合いが十分に行えないため。  
 ・行政の指導のもと、集落で地図を作成中。11月末頃を目途に、提出予定。

「△」の理由：  
 ・行政の担当者と連携して進めていく必要がある。  
 ・話し合いを実施し、地図を作成中。行政担当者が支援し、令和5年度中の完成を目指す。  
 ・行政の指導のもと、集落で地図を作成中。11月末頃を目途に、提出予定。

【△・×と評価した項目における指導・助言の内容】

- A：話し合いによる活動内容の徹底
- B：目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- C：専属の担当者やチームによる徹底した活動
- D：協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
- E：市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進
- F：近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- G：農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
- H：農外の組織・団体とも連携した活動の推進
- I：活動内容の見直し（加算措置以外の項目）
- J：その他（ ）

J：その他の記載内容  
 「地域住民も巻き込んで話し合いを進めるよう助言」

### 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

#### (1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	46	1 (2%)	13 (28%)	11 (24%)	21 (46%)
	うち集落戦略	38	22 (58%)	5 (13%)	6 (16%)	5 (13%)
	R 3年度	47	1 (2%)	13 (28%)	12 (26%)	21 (45%)
	うち集落戦略	39	4 (10%)	20 (51%)	8 (21%)	7 (18%)

- ・ 集落協定の話合いは、令和2年度、令和3年度ともに、1協定以外を除き、1回以上行われている。
- ・ 0回の1協定は、コロナウイルス感染症により、個別連絡で対応。
- ・ 令和3年度の集落戦略0回4協定のうち、3協定は協定役員のみで話合いが行われている。

#### (2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	31 協定	79.5 %
② 協定参加者以外の集落の住民	0 協定	0 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	22 協定	56.4 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	0 協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	8 協定	20.5 %
⑥ 話合いをしていない	1 協定	2.56 %

- ・ 約8割の協定で、協定参加者が参加した話合いが行われている。
- ・ コロナウイルス感染症の影響で、協定参加者全体での話合いを控えている協定においても、協定役員での話合いは行われている。
- ・ 話合いをしていない1協定においても、令和4年度以降、集落戦略作成の話合いを実施しており、集落戦略作成の目途は立っている。

## 4. 市町村に要望する支援内容

### (1) 集落協定

### (2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	34 協定	72.3 %	① 協定書作成に係る支援	3 協定	75 %
② 集落戦略作成に係る支援	37 協定	78.7 %	② 目標達成に向けた支援	協定	0 %
③ 目標達成に向けた支援	27 協定	57.4 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	協定	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	2 協定	4.26 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	協定	0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	27 協定	57.4 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	2 協定	50 %
⑥ ①～⑤以外の支援	協定	0 %	⑥ ①～⑤以外の支援	協定	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	4 協定	8.51 %	⑦ 特に支援を要望しない	1 協定	25 %

# Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

## 1. 継続の意向等

### （1）集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		45 協定	95.7 %
の広 意 域 向 化	広域化の意向がある	3 協定	6.67 %
	広域化の意向はない	42 協定	93.3 %
廃止意向の協定数		2 協定	4.26 %
協 定 廃 止 の 理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1 協定	50 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	2 協定	100 %
	③ 地域農業の担い手がいないため	1 協定	50 %
	④ 農業収入が見込めないため	協定	0 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	1 協定	50 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	0 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	協定	0 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	協定	0 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	協定	0 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	協定	0 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	協定	0 %
	⑬ その他	協定	0 %

### （2）個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等	協定数	割合
継続意向の協定数	4 協定	100 %
廃止意向の協定数	協定	0 %

集落協定は、47協定中45協定が継続意向。2協定が廃止意向。

#### 【廃止意向の協定に対する市町村の働きかけの方針】

- ・ 存続について行政としても働きかけを実施していく。方針については代表への聞き取り及び集落協定の会議等で働きかけを実施していきたい。
- ・ 協定農地面積を減らす等、継続していただけるよう支援していく。

## 2. 協定の役員

### (1) 集落協定

#### ① 代表者

年齢	～59歳	5人 (11%)	60～69歳	15人 (32%)	70～79歳	19人 (40%)	80歳～	8人 (17%)
代表者になってからの年数	～2年	10人 (21%)	3年～7年	15人 (32%)	8年～	22人 (47%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	32人 協定 (71%)		ない	12人 協定 (27%)			

#### ② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	7人 (15%)	60～69歳	20人 (43%)	70～79歳	19人 (40%)	80歳～	1人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	5人 (11%)	3年～7年	23人 (49%)	8年～	19人 (40%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	36人 協定 (80%)		ない	8人 協定 (18%)			

### ③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		47人 協定	100%	47人 協定	100%
あり		0人 協定	0%	0人 協定	0%
委任先	行政書士・公認会計士	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	事務組合	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	NPO	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	集落法人	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	J A	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	土地改良区	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	個人	0人 協定	0%	0人 協定	0%
	その他	0人 協定	0%	0人 協定	0%

### (2) 個別協定 交付対象者

交付対象者	個人	2人 協定 (50%)	法人	2人 協定 (50%)	任意組織	0人 協定 (0%)	その他	0人 協定 (0%)
年齢	～59歳	0人 (0%)	60～69歳	1人 (25%)	70～79歳	2人 (50%)	80歳～	1人 (25%)
後継者の有無	いる	3人 協定 (75%)		いない	1人 協定 (25%)			

# 県の見所及び検討委員会の意見

## II 市町村による評価結果

### 1の(1)について県の総合的な所見【必須】

集落協定の評価結果は、全47協定のうち、「優」24協定、「良」19協定であり、協定に記載された事項に基づき、各協定の活動が概ね順調に実施されていると評価できるが、集落戦略の話し合いに用いる地図の作成は遅れている協定もあり、特に最終年においても活動の実施が困難としている協定については、作成の目途が立つよう市町村の支援・指導が必要である。

### 1の(2)について県の総合的な所見【必須】

個別協定の評価結果は、全4協定とも「優」であり、順調に活動が実施されていると評価できる。協定に定められていない農道・水路の管理を積極的に行う協定もあるとの市町村の所見もあり、魅力ある農村環境の保全及び耕作放棄地の発生防止に寄与していると評価できる。

### ① 1について検討委員会の意見【必須】

# 県の見所及び検討委員会の意見

## II 市町村による評価結果

### 3の(1)について県の見所【必須】

集落協定の話合いの回数については、1協定を除いて、令和2年度、令和3年度ともに1回以上の話合いが行われている。0回の協定においては、電話等で連絡を取り合っており問題ないとの市町村の見所があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電話連絡や共同活動後の打合せ、役員の話合いなど、工夫して話合いの機会を設ける努力がされていると評価できる。

### 3の(2)について県の見所【必須】

集落戦略を作成する協定の約8割で、協定参加者が参加した話合いが行われており、必要な話合いは概ね実施されていると評価できる。「話合いをしていない」と回答した協定でも、市町村の見所では「令和4年度以降、話合いを実施しており、集落戦略作成の目途は立っている」と評価されている。  
しかし、集落戦略作成のために協定参加者全員が話合いを持つことの意義も踏まえて、市町村は指導していく必要がある。

### ② 3について検討委員会の意見【必須】

# 県の見解及び検討委員会の意見

## Ⅱ 市町村による評価結果

### 4の(1)及び(2)について県の見解【必須】

市町村に要望する支援内容として回答が多かった項目は、「集落戦略作成に係る支援」37協定、「協定書作成に係る支援」34協定であった。市町村の見解では、「特に協定書や集落戦略等事務負担の影響が大きく、市町村や農林振興センターで個別に支援している状態」、「担当職員の負担が大きいが、集落も高齢化等により単独での作成は困難」といった見解が見られた。現状においても行政機関から支援を行っているものの、活動の継続には更なる支援が求められている一方で、市町村担当者の負担も大変重く、行政内部の事務の簡素化や調査・照会等作業の抑制も併せて必要であると考え。

### ③ 4の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】



# 県の見解及び検討委員会の意見

## Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

### 集落協定の広域化等に対する推進方針

現状では、広域化を積極的に推進する方針の市町村はないが、次期対策に向けて広域化を検討する市町村が出てきた際には、県として必要な支援を行っていく。

### 廃止意向の協定に対する働きかけの方針

活動を継続してもらえる方向で、市町村が協定への働きかけを実施できるように、必要な技術的助言等の支援を行っていく。

### 2の（1）及び（2）について県の見解【必須】

集落協定の活動の継続のためには、役員の確保は重要な課題である。市町村においては、「農地の実情をよく知る担い手及び新規就農者に働きかけを実施する。」といった、中間年評価書に記載した推進方針に従って取組を実施し、次期対策への準備を進めていただきたい。

### ④ 1の（1）及び（2）について検討委員会の意見【必須】

### ⑤ 2の（1）及び（2）について検討委員会の意見【必須】

## <参考> 集落協定の広域化等に対する市町村の推進方針（一部抜粋）

- 全集落で広域化の意向はないため、現状を維持できるよう、支援を続ける必要がある。
- 各集落の次世代や中心的リーダーに対して、意見を聴取する。
- 近隣地区で対象となる地域が無いため、統合や広域化は実施しない予定である。
- 次期対策の詳細が決まり次第、広域化が可能であれば実施体制を整えていく。
- 集落協定の統合や広域化を推進する意思はない。
- 統合及び広域化の推進について、内容を精査していきたい。また組織に利点がある場合は総合的に研究していく必要があると考える。
- 集落協定の統合や広域化について各取り組み集落に確認したところ、全集落とも統合や広域化の意向はないという回答であり、行政としても現状統合や広域化について進めていくことは考えていない。
- 要望がないため特に推進予定はなし。
- まずは、今ある集落協定の中でしっかりと事業を行うことが最優先である。今後統合や広域化を考えていきたい。

## ＜参考＞ 廃止意向の協定に対する市町村の働きかけの方針

- 廃止意向のある協定や意向が決まっていない協定があるので、存続について行政としても働きかけを実施していく。方針については代表への聞き取り及び集落協定の会議等で働きかけを実施していきたい。
- 協定農地面積を減らす等、継続していただけるよう支援していく。

## ＜参考＞ 集落協定の次期役員確保に向けた市町村の推進方針

- 現時点では、次期対策も代表を継続する集落が100%であるが、代表者引継ぎに向けた、準備も必要ではないかと考える。
- 役員が交代となる場合は、集落内での話し合いを早めに持つよう助言する。
- 各集落の担い手や次世代につながる協定参加者を模索中。
- 中山間事業の目的や意義を知ってもらい、役員確保に向けた働きかけを行う。
- 農地の実情をよく知る担い手及び新規就農者に働きかけを実施する。
- 協定参加者も含めた話し合いの場で、次期対策での役員についても話し合うように働きかける必要がある。
- 現役員に後任について推薦を上げてもらい、事業継続について働きかけていきたい。
- 各取り組み集落ごとに個別に対応し、役員の確保が困難な事案が出た場合には、行政としても役員確保に向けて協力しながら取り組んでいく。
- 集落と連携をとり、進めていく。
- リーダー等と積極的に連絡を取り合い、集落と情報交換を行い、次期役員を確保したい。
- 集落参加者の中で一番若い方がリーダーになっていただき、まとめていく。

# V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

(対象：9協定 回答：9協定)

## 1 集落協定の範囲等

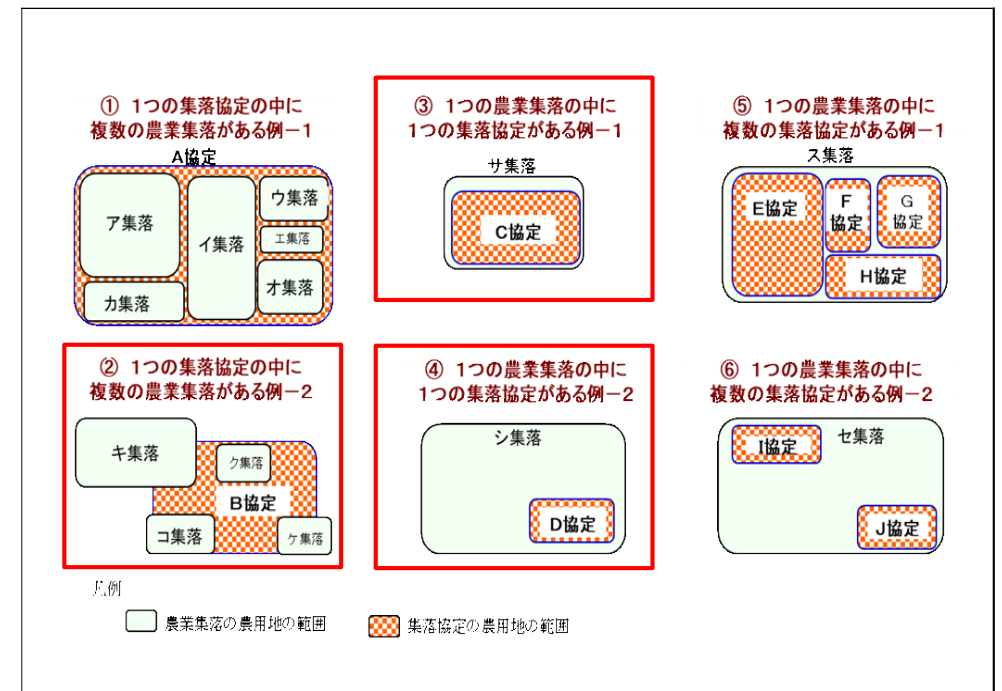
(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲 (範囲の図は別添のとおり)

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0	0 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1	11.111 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	6	66.667 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	2	22.222 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	0	0 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	0	0 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	8	88.889 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	1	11.111 %

## 協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲



## 2 集落戦略 ※体制整備単価のみ回答（9協定中5協定が該当）

### （1）集落戦略の作成に当たっての工夫（複数回答可）

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	1 協定	11.11 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	1 協定	11.11 %
③市町村や関係機関の協力を得て進めた	4 協定	44.44 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	3 協定	33.33 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	協定	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	協定	0 %
⑦その他	協定	0 %
⑧特になし	協定	0 %
⑨まだ作成していない	1 協定	11.11 %

### （2）集落戦略の作成の効果（複数回答可）

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	協定	0 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	協定	0 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	協定	0 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	協定	0 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	1 協定	11.11 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	協定	0 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	協定	0 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施した又はその計画がある	1 協定	11.11 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	1 協定	11.11 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	協定	0 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	協定	0 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	2 協定	22.22 %
⑬特に何もしていない	協定	0 %
⑭その他	2 協定	22.22 %

#### ⑭その他の記述

- ・後継者となる者（息子等）が集落の活動に参加するようになった。
- ・現在検討中

### 3 加算措置に取り組む際に中心となった者

※該当する協定がないため省略（調査対象の協定に、加算措置を実施している協定がないため）

### 4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	0 協定	0 %
②協定対象農用地の1～3割	4 協定	44.44 %
③協定対象農用地の3～5割	3 協定	33.33 %
④協定対象農用地の5割以上	2 協定	22.22 %
⑤荒廃化していない	0 協定	0 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	3 協定	33.33 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	5 協定	55.56 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	1 協定	11.11 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況（アで②を回答した協定のみ回答）

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1 協定	11.11 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	4 協定	44.44 %
③以前と変わらない	0 協定	0 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0 %
⑤その他	0 協定	0 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果（複数回答可）

	協定数 ア 制度による 全体の効果
①荒廃農地の発生防止	9 (100%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	8 (89%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1 (11%)
④農業（農外）収入が増加した	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	0 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	4 (44%)
⑧荒廃農地を再生した	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (22%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	4 (44%)
⑬その他	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	0 (0%)

## 5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動 (複数回答可)

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動 (今後も継続する活動含む)
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動 (草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)	5 (56%)	5 (56%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動 (多面的機能支払による活動を含む)	2 (22%)	3 (33%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	2 (22%)	3 (33%)
④維持できなくなった農地の林地化 (計画的な植林)	1 (11%)	1 (11%)
⑤農作業の共同化	(0%)	(0%)
⑥農業機械の共同利用	1 (11%)	(0%)
⑦鳥獣害対策	4 (44%)	4 (44%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 (11%)	1 (11%)
⑨都市住民との交流活動	(0%)	(0%)
⑩農産物の販売・加工	3 (33%)	2 (22%)
⑪地域での生活支援活動 (高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等)	5 (56%)	4 (44%)
⑫生き物観察や生物保全活動	(0%)	(0%)
⑬その他	(0%)	(0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	2 (22%)	1 (11%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織 (複数回答可)

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動 (今後も継続する活動含む)
①市町村、都道府県	4 (44%)	3 (33%)
②自治会、町内会	2 (22%)	2 (22%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	(0%)	(0%)
④地域運営組織	1 (11%)	(0%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	(0%)	(0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	(0%)	(0%)
⑦大学	(0%)	(0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	2 (22%)	1 (11%)
⑨民間企業	(0%)	(0%)
⑩地域おこし協力隊	1 (11%)	(0%)
⑪その他	1 (11%)	1 (11%)
⑫連携している組織はない	2 (22%)	2 (22%)

- ⑪その他の記述  
・ 地域以外の人を信頼している



# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

2の(1)及び(2)について県の見解【必須】

集落戦略の作成にあたっての工夫として、「市町村や関係機関の協力を得て進めた」の回答が最も多く、市町村の関与が求められたことがうかがえる。また、集落戦略の作成の効果として、新たな活動や計画が持ち上がったり、後継者が集落の活動に参加するようになったとの回答もあり、集落戦略の作成が、農業生産活動等の継続に効果があったものと考えられる。

4の(1)から(3)について県の見解【必須】

全ての協定が、本制度に取り組みなければ協定農用地の一部は荒廃農用地になっていたと回答しており、本制度が荒廃農用地の防止に寄与していると評価できる。また、本制度に取り組んだことによる効果として、水路・農道等の維持、鳥獣被害の減少、集落機能の維持が回答にあがっており、農村環境の保全や集落機能の維持にも効果を発揮していると評価できる。

5の(1)及び(2)について県の見解【必須】

集落協定が実施している活動は、「協定対象農用地以外の農用地の保全活動」及び「地域での生活支援活動」が5協定と最も多く、行政や農業者以外の組織と連携する状況も見られることから、本制度への取組が、農業生産活動等を中心として、集落機能の維持に貢献していると評価できる。

⑥ 2の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

⑦ 4の(1)から(3)について検討委員会の意見【必須】

⑧ 5の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

# V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

(対象：4協定 回答：4協定)

## 1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	1 協定	25 %
②協定対象農用地の1～3割	2 協定	50 %
③協定対象農用地の3～5割	協定	0 %
④協定対象農用地の5割以上	1 協定	25 %
⑤荒廃化していない	協定	0 %

(2) 隣接する集落の状況

### ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	2 協定	50 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	2 協定	50 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	協定	0 %

### イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況 <アで②を回答した協定のみ回答>

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1 協定	25 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	協定	0 %
③以前と変わらない	1 協定	25 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果 (複数回答可)

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	4 協定	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	4 協定	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	2 協定	50 %
④農業(農外)収入が増加した	協定	0 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保(増加)した	2 協定	50 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	3 協定	75 %
⑦鳥獣被害が減少した	1 協定	25 %
⑧荒廃農地を再生した	1 協定	25 %
⑨都市住民等との交流が増加した	1 協定	25 %
⑩定住者等を確保した	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動(高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等)を開始(拡大)した	協定	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭特に効果は感じられない	協定	0 %

## 2 今後の経営意向

### (1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある		協定	0	%
②現状維持	4	協定	100	%
③規模拡大より農地を集約したい		協定	0	%
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）		協定	0	%

### (2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

※回答する協定がないため省略（（1）で①を選択した協定のみ回答）

# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

### 1の(1)から(3)について県の見解【必須】

全ての協定が、本制度に取り組みなければ協定農用地の一部は荒廃農地になっていたとしており、本制度が荒廃農地の発生防止に寄与していると評価できる。また、本制度に取り組んだ結果、全ての協定が「水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」と回答し、全4協定中3協定が、「担い手への農地の集積・集約が進んだ」と回答していることから、本制度が、農村環境の保全及び担い手への農地集積・集約など、地域の農業の継続に寄与しているものと評価できる。

### 2の(1)及び(2)について県の見解【必須】

全協定とも現状維持意向であり、次期対策においても、現状の協定農用地面積を維持しつつ、活動を継続していただけるものと期待できる。

### ⑨ 1の(1)から(3)について検討委員会の意見【必須】

### ⑩ 2の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

# V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

(対象：5協定 回答：3協定)

## 1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況 (複数回答可)

	元協定数	割合
①荒廃した農用地がある	2 協定	67 %
②作付けしない農用地がある	3 協定	100 %
③転用された農用地がある	協定	0 %
④林地化(植林)された農用地がある	協定	0 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	協定	0 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	協定	0 %
⑧鳥獣被害が発生している	3 協定	100 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	協定	0 %
⑩基盤整備された農用地がある(令和2年4月以降)	協定	0 %
⑪以前と特に変わらない(令和2年4月以降)	協定	0 %
⑫その他	協定	0 %

## 2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動 (①から⑬は複数回答可)

	元協定数	割合
①農地の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)	2 協定	67 %
②農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む)	1 協定	33 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	協定	0 %
④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)	協定	0 %
⑤農作業の共同化	1 協定	33 %
⑥農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦鳥獣害対策	2 協定	67 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動(高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等)	協定	0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	協定	0 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
①集落協定の活動していた当時より減った	1 協定	33 %
②集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③集落協定の活動していた当時と変わらない	2 協定	67 %

### 3 5年後（令和10年度）の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数		割合	
①いる	1	協定	33	%
②いない	2	協定	67	%

#### (2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数		割合	
①いる		協定	0	%
②いない	3	協定	100	%

#### (3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数		割合	
①集落の農用地の1割未満が荒廃する		協定	0	%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1	協定	33	%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2	協定	67	%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する		協定	0	%
⑤荒廃化しない		協定	0	%

### 4 集落協定の範囲等

#### (1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1		協定	0	%
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2		協定	0	%
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	1	協定	33	%
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	1	協定	33	%
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1		協定	0	%
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	1	協定	33	%

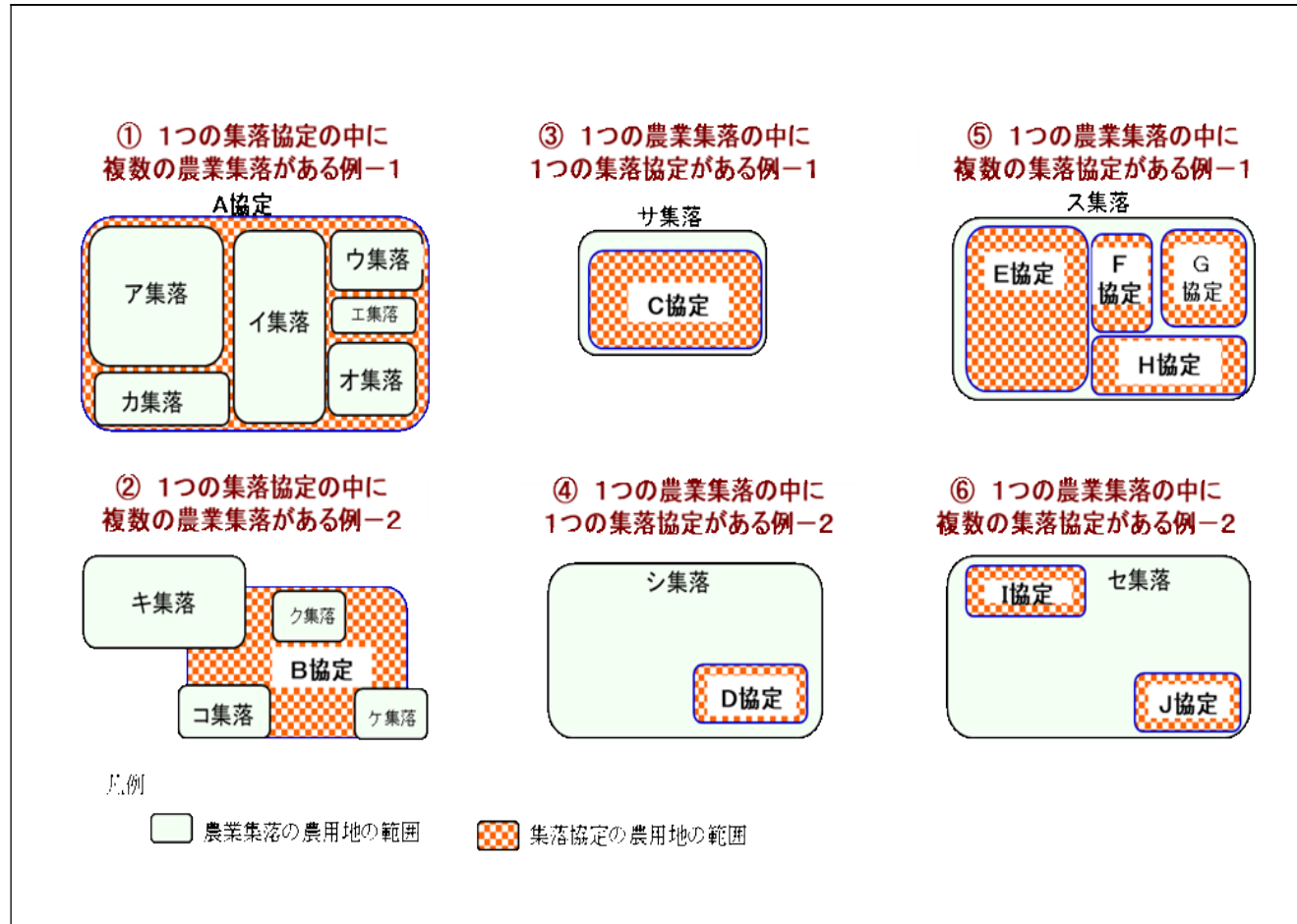
#### (2) 集落協定の話し合いの持ち方（活動をしていた当時の話し合いの持ち方を回答）

	協定数		割合	
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	3	協定	100	%
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催		協定	0	%

### 5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数		割合	
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる		協定	0	%
②活動に参加する農家はない	2	協定	67	%
③近隣集落に協定がない	1	協定	33	%

# (別添) 協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲



# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

### 1について県の見解【必須】

協定廃止まで本制度で維持・管理していた農用地の現状は、回答した全ての協定で、「作付けしない農用地がある」及び「鳥獣被害が発生している」としており、農業生産活動の継続に影響が出てきているものと考えられる。

### 2の(1)及び(2)について県の見解【必須】

現在の集落での共同活動として、回答した3協定中2協定が、「農地の保全活動」、「鳥獣害対策」を行っているとは回答している。前対策までの活動が集落に根付き、自主的に活動している点は評価できるが、現状維持以上の効果は期待できず、改善に向けた対策を検討していく必要がある。

### 3の(1)から(3)について県の見解【必須】

現状のままだと、新たな担い手が生まれず、一定割合の農用地は荒廃する可能性が高い。他の地域の担い手への貸し出しを検討するなど、農用地の保全対策を進めていく必要がある。

### ⑪ 1について検討委員会の意見【必須】

### ⑫ 2の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

### ⑬ 3の(1)から(3)について検討委員会の意見【必須】



# 県の見所及び検討委員会の意見

## V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

### 5について県の見所【必須】

近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応について、「活動に参加する農家はない」が2協定、「近隣集落に協定がない」が1協定となっている。現状では、集落の広域連携も難しく、他の地域の担い手への貸し出しを検討するなど、農用地の保全対策を進めていく必要がある。

### ⑭ 5について検討委員会の意見【必須】

# V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

(対象：19集落 回答：3集落)

## 1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数		割合	
①いる	3	集落	100	%
②いない		集落	0	%

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数		割合	
①いる	1	集落	33	%
②いない	2	集落	67	%

(3) 現在の集落での共同活動（複数回答可）

	集落数		割合	
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	1	集落	33	%
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）		集落	0	%
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り		集落	0	%
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）		集落	0	%
⑤農作業の共同化		集落	0	%
⑥農業機械の共同利用		集落	0	%
⑦鳥獣害対策	1	集落	33	%
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用		集落	0	%
⑨都市住民との交流活動		集落	0	%
⑩農産物の販売・加工		集落	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	2	集落	67	%
⑫生き物観察や生物保全活動		集落	0	%
⑬その他		集落	0	%
⑭集落で共同活動は実施していない	2	集落	67	%

## 2 農用地の状況

### (1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	集落 0	%
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	集落 0	%
③各農家がそれぞれ耕作	3 集落 100	%
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	集落 0	%

### (2) 集落の農用地の状況

#### ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化（複数回答可）

	集落数	割合
①荒廃した農用地がある	1 集落 33	%
②作付けしない農用地がある	2 集落 67	%
③転用された農用地がある	集落 0	%
④林地化（植林）された農用地がある	集落 0	%
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落 0	%
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	集落 0	%
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	集落 0	%
⑧鳥獣被害が発生している	2 集落 67	%
⑨災害による被害を受けた農用地がある	1 集落 33	%
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	集落 0	%
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 集落 33	%
⑫その他	集落 0	%

#### イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	集落 0	%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 集落 33	%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 集落 33	%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 集落 33	%
⑤荒廃化しない	集落 0	%

### 3 中山間地域等直接支払制度の認知度

#### (1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	0 集落	0 %
②制度があることは知っているが、内容は知らない	1 集落	33 %
③知らない	2 集落	67 %

#### (2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

< (1) で①又は②と回答した集落のみ回答 >

	集落数	割合
①集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	0 集落	0 %
②出たことはない	2 集落	67 %

#### (3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

※回答する集落がないため省略 ( (2) で①と回答した集落のみ回答 )

#### (4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	0 集落	0 %
②ない	3 集落	100 %

# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

### 1の(1)から(3)について県の見解【必須】

未実施集落については、アンケートの回答率が低いが、回答があった集落では一定程度の共同活動は行われている。未実施集落の現状を把握するとともに、本制度の理解を求めていく必要があると考える。

### 2の(1)及び(2)について県の見解【必須】

回答があった3集落では、現在は「各農家がそれぞれ耕作」しているが、集落の農用地は5年後は一定割合が荒廃するとしている。回答がない集落はリーダーが不在である可能性もあり、農用地の保全管理等に支障をきたす可能性があるため、該当集落の状況を把握し、対策を講じる必要がある。

### 3の(1)から(4)について県の見解【必須】

本制度の認知度について、回答があった集落でも、「制度を知らない」、又は「内容は知らない」であり、本制度の周知を徹底していく必要がある。

### ⑮ 1の(1)から(3)について検討委員会の意見【必須】

### ⑯ 2の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

### ⑰ 3の(1)から(4)について検討委員会の意見【必須】

# V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

(対象：12市町村 回答：12市町村)

## 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

### (1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数		割合	
①かなり貢献した	4	市町村	33	%
②一定程度貢献した	8	市町村	67	%
③やや貢献した		市町村	0	%
④貢献していない		市町村	0	%

### (2) 本制度の効果（複数回答可）

	市町村数		割合	
①荒廃農地の発生防止	12	市町村	100	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	10	市町村	83	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1	市町村	8	%
④農業（農外）収入が増加した	1	市町村	8	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した		市町村	0	%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	2	市町村	17	%
⑦鳥獣被害が減少した	2	市町村	17	%
⑧荒廃農地を再生した	2	市町村	17	%
⑨都市住民等との交流が増加した	2	市町村	17	%
⑩定住者等を確保した		市町村	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	3	市町村	25	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	5	市町村	42	%
⑬その他		市町村	0	%
⑭特に効果は感じられない		市町村	0	%

### (3) 本制度の必要性

	市町村数		割合	
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	8	市町村	67	%
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	4	市町村	33	%
③制度を廃止しても構わない		市町村	0	%

## 2 本制度の改善点等

### (1) 本制度の改善点 (複数回答可)

	市町村数	割合
①対象地域の要件緩和	5 市町村	42 %
②傾斜区分の要件緩和	5 市町村	42 %
③一団の農用地 (1ha以上) の要件緩和	3 市町村	25 %
④協定活動期間 (5年間) の緩和	4 市町村	33 %
⑤必須活動の内容の緩和	5 市町村	42 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	8 市町村	67 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	1 市町村	8 %
⑧交付単価の増額	7 市町村	58 %
⑨加算の充実	2 市町村	17 %
⑩交付金返還規定の緩和	3 市町村	25 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	83 %
⑫その他	1 市町村	8 %

#### ⑫その他の記述

- ・活動組織の高齢化が進んでいるため、事務や事業内容の負担軽減が必要。

### (2) 集落や農用地を維持するための支援や対策 (複数回答可)

	市町村数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	8 市町村	67 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	2 市町村	17 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	4 市町村	33 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	市町村	0 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	7 市町村	58 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2 市町村	17 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	市町村	0 %
⑧地域での生活支援活動 (高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等) に対する支援	市町村	0 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	1 市町村	8 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	8 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	3 市町村	25 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	3 市町村	25 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	1 市町村	8 %
⑭その他	市町村	0 %
⑮特になし	市町村	0 %

### 3 今後の農地利用や集落機能等

#### (1) 次期対策

##### ア 次期対策における協定数

	市町村数		割合	
①おおむね現状維持が見込まれる	6	市町村	50	%
②若干の減少が見込まれる	5	市町村	42	%
③かなりの減少が見込まれる	1	市町村	8	%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる		市町村	0	%
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる		市町村	0	%
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる		市町村	0	%

##### イ 協定数の減少要因 <アで③と④を回答した市町村が回答> (複数回答可)

	市町村数		割合	
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1	市町村	8	%
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1	市町村	8	%
③地域農業の中心となる者がいないため		市町村	0	%
④農業収入が見込めないため		市町村	0	%
⑤鳥獣被害増加のため		市町村	0	%
⑥事務手続きが負担なため	1	市町村	8	%
⑦交付金の遡及返還が不安なため		市町村	0	%
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため		市町村	0	%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		市町村	0	%
⑩その他		市町村	0	%

##### ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針 (複数回答可)

	市町村数		割合	
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する		市町村	0	%
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	1	市町村	8	%
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する		市町村	0	%
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する		市町村	0	%
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する		市町村	0	%
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する		市町村	0	%
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	9	市町村	75	%
⑧その他	2	市町村	17	%

##### ⑧その他の記述

- ・集落協定がない
- ・組織の現状を把握し、統合・広域化について検討していきたい。



(2) 5年後(令和10年)の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	市町村数		割合	
①かなり荒廃化が進む	6	市町村	50	%
②やや荒廃化が進む	6	市町村	50	%
③荒廃化しない		市町村	0	%
④荒廃農地の解消が進む		市町村	0	%

イ 集落の寄り合いの回数

	市町村数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	2	市町村	17	%
③今よりも減少する	10	市町村	83	%

ウ 集落の各種行事の回数

	市町村数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	1	市町村	8	%
③今よりも減少する	11	市町村	92	%

## 4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労 (複数回答可)

	市町村数		割合	
①話し合う場を設けることが困難であった	8	市町村	67	%
②協定参加者以外の参集に苦労した	1	市町村	8	%
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	5	市町村	42	%
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	1	市町村	8	%
⑤草刈り等の管理のみを行う農地(粗放的利用する農地)を明確化することに苦労した	1	市町村	8	%
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	3	市町村	25	%
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	2	市町村	17	%
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	8	市町村	67	%
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した		市町村	0	%
⑩その他		市町村	0	%
⑪特になし		市町村	0	%

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫 (複数回答可)

	市町村数		割合	
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3	市町村	25	%
②話し合いをリードする者を活用して進めた	6	市町村	50	%
③関係機関の協力を得て進めた	2	市町村	17	%
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	4	市町村	33	%
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1	市町村	8	%
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した		市町村	0	%
⑦その他		市町村	0	%
⑧特になし	1	市町村	8	%

## 5 農村RMOの推進の意向

	市町村数	割合	
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0	%
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	1 市町村	8	%
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0	%
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	8 市町村	67	%
⑤その他	3 市町村	25	%

### ⑤その他の記述

- ・ 地域の実情にあう制度か検討していきたい
- ・ 推進について研究していきたい。
- ・ 未定

# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1の(1)から(3)について県の見解【必須】

全ての実施市町村が、本制度の効果として「荒廃農地の発生防止」に回答しており、本制度の必要性には「制度を継続する必要がある」と回答している。県としても制度の継続が必要と考えるが、手続きや要件の簡素化等、制度の見直しは必要と考える。

2の(1)及び(2)について県の見解【必須】

本制度の改善点として、12市町村中10市町村が「事務負担の軽減」に回答、8市町村が「集落戦略の内容の簡素化」に回答しており、県としても改善を要する事項と考える。また、協定参加者の年齢構成を考えると、4市町村が回答した「協定活動期間(5年間)の緩和」についても、期間の短縮を検討するべきと考える。集落や農用地の維持に有効と考える支援や対策については、「担い手確保支援」が8市町村、「鳥獣被害対策支援」が7市町村であり、県としては、活用可能な事業を紹介するなど、引き続き支援していく。

3の(1)のアからウについて県の見解【必須】

次期対策については、半数程度の市町村で協定数が減ると認識しており、その中でも大幅に減るとしている市町村では、その要因を高齢化や事務手続きの負担としているため、このことを踏まえた制度の見直しが必要である。また、集落協定の統合・広域化の推進をほとんど考えていない市町村に対して、技術的な助言等の支援をしていく必要がある。

⑱ 1の(1)から(3)について検討委員会の意見【必須】

⑲ 2の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

⑳ 3の(1)のアからウについて検討委員会の意見【必須】

# 県の見解及び検討委員会の意見

## V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

### 3の(2)のアからウについて県の見解【必須】

5年後の農用地の状況について、全ての実施市町村が「荒廃化が進む」と回答しており、集落機能等に関しても、ほとんどの市町村が「今よりも減少する」と回答している。本制度による協定の活動が、次期対策においても継続されることが必要であり、事務の簡素化や交付要件の緩和等により、本制度に参加しやすくなる見直しが必要である。

### 4の(1)及び(2)について県の見解【必須】

集落戦略作成の推進にあたり、集落戦略の要である「話し合う場を設けること」や、「10年後の農用地の将来像を考えること」が難しかったと多くの市町村が回答している。一方で、多くの市町村で推進にあたっての工夫もしている実態がある。この問題を解決する制度の見直しを行うとともに、市町村間で、工夫して推進した事例を共有するなどの取組が必要と考える。

### 5について県の見解【必須】

12市町村中8市町村が、「現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」としており、ほとんどの市町村が、制度の研究中であると思われる。市町村の検討に資するため、国から提供される情報の周知等、支援をおこなっていく。

### ㉑ 3の(2)のアからウについて検討委員会の意見【必須】

### ㉒ 4の(1)及び(2)について検討委員会の意見【必須】

### ㉓ 5について検討委員会の意見【必須】

# 都道府県の推進体制に関する自己評価票

## 1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容

(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>

①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし	
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし	
③統合・広域化に向けた話し合いに出席	
④協定や集落との意見調整	
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼	
⑥目標達成に向けた技術的助言	
⑦事例紹介	
⑧協定役員等を参集した説明会の開催	
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布	
⑩その他 (その他の内容)	
⑪特に何もしていない	○

(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>

①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ	
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ	
③近隣協定への参加を働きかけ	
④チラシ等を配布	
⑤制度の説明会への出席を依頼	
⑥その他 (その他の内容) 県ホームページや市町村を通じた、制度についての情報提供	○
⑦特に何もしていない	

(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>

①集落戦略の話し合いに出席	
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介	
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼	
④協定に対する技術的助言	
⑤事例紹介	
⑥協定役員等を参集した説明会の開催	
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布	
⑧その他 (その他の内容) 市町村に対する技術的助言、市町村が実施した説明会への出席	○
⑨特に何もしていない	

## 2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況<全都道府県（令和4年度8月現在の状況）>  
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	（その他の内容）
⑫特になし	○

## 3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価<全都道府県>	○
（2）関係機関との連携についての自己評価<全都道府県>	×
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	